大和市告示第１３８号

大和市市内消費喚起対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和５年８月９日

大和市長　古谷田　　力

大和市市内消費喚起対策支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するとともに、消費者の負担軽減並びに事業者及び消費者におけるキャッシュレス決済の普及を促進することを目的として、商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に基づき設置された大和商工会議所（以下「商工会議所」という。）が実施する市内の消費喚起を図る事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和４２年大和市規則第２１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コード決済　資金決済に関する法律（平成２１年法律第５９号）第３条第１項に規定する前払式支払手段のうち、バーコード又は二次元コードを用いる決済手段をいう。

(2) コード決済事業者　資金決済に関する法律第３条第７項に規定する第三者型発行者のうち、コード決済の発行の業務を行うものをいう。

(3) 電子クーポン　コード決済を利用する際に併せて当該端末上で利用することができるクーポンをいう。

（補助事業）

第３条　補助事業は、商工会議所による電子クーポンを活用した市内の消費喚起を図る事業であって、次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) コード決済の決済時に電子クーポンを利用することにより商品又はサービスの価格の３割に相当する額（ただし、１回の決済につき１，０００円を上限とする。）を割引する事業であること。

(2) 発行する電子クーポンは、市内の店舗のみで利用できるものであって、利用期限が付され、かつ、利用者１人当たりの利用回数の上限を１０回とするものであること。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 消費者が利用した電子クーポンにより割引された金額に相当する額をコード決済事業者に支払う経費

(2) 補助事業の広告及び宣伝に要する経費

(3) 補助事業に参加する店舗及び消費者への電子クーポンの利用支援に要する経費

(4) 前２号に掲げるもののほか、補助事業の実施に必要な人件費、消耗品費、通信運搬費その他の市長が必要と認める運営経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とし、予算の範囲内で市長が認めた額とする。

（申請手続）

第６条　商工会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第４条に規定する書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係るコード決済事業者との契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の実施内容が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第７条　商工会議所は、補助事業が完了した日の翌日から起算して３０日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の３月１５日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）のいずれか早い日までに、規則第１０条に規定する書類に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の実施状況が確認できる書類

(2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、補助事業の実績が規則第６条第１項の規定による決定通知の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、商工会議所に別に定める大和市市内消費喚起対策支援事業補助金確定通

知書により通知する。

（補助金の交付時期等）

第９条　補助金は、前条の規定による通知に基づく正当な請求書を受け付けた日から３０日以内に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

２　前条ただし書の場合において、市長は、規則第６条第１項の規定による決定通知をした日以後、補助金を当該年度内で２回に分けて交付することができる。

３　第１項ただし書の規定により概算払をした場合は、第７条の規定による実績報告に基づき精算する。この場合において、確定した補助金額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分に相当する額を返還させるものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年８月１０日から施行する。

（大和市プレミアム付商品券発行事業補助金交付要綱の廃止）

２　大和市プレミアム付商品券発行事業補助金交付要綱（平成２７年大和市告示第６６号）は、廃止する。

（大和市プレミアム付商品券発行事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

３　前項の規定による廃止前の大和市プレミアム付商品券発行事業補助金交付要綱の規定により交付した補助金については、なお従前の例による。

（失効）

４　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。